

# 介護保険料などのお知らせ

介護保険制度は、介護が必要な状態となったときに、サービスを受けることができる社会保険制度です。

65歳以上の方の保険料は、年金収入額や合計所得金額、市民税課税状況によって決定します。

## 問合せ

長寿いきがい課 ☎ 89・2157  
 地域局市民福祉課 ☎ 73・5500

## ●保険料の納め方

### 特別徴収（はがきで通知）

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

### 普通徴収（封書またははがきで通知）

納付書または口座振替で納めます。

保険料を納付書で納めている方には、

納め忘れの心配がなく、納付の手間を省ける口座振替をおすすめします。

市内各金融機関や市役所で随時申し込みができます。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円以下の方、老齢福祉年金のみ受給中の方などです。

## ●納付が困難な方は：

災害や失業などにより著しく所得が減少した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入や給与収入などが前年に比べて30%以上減少が見込まれる場合など、特別な事情により生活に困窮していると認められるときには、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

## ●年度途中で65歳になる方へ

65歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）の分から、納付書で保険料を納めていただきます。特別徴収へ変更となる場合には、開始時期に合わせてお知らせします。

## 負担限度額認定証を更新しています

施設サービスやショートステイを利用している方で、食費や居住費の負担限度額が定められている方に交付している認定証の有効期限は7月末日となっています。期日までに更新手続きをお願いします。

**更新期間** 7月29日(金)まで

**更新場所** 長寿いきがい課  
 または地域局市民福祉課

### 提出するもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②預貯金などの調査のための同意書
- ③通帳などの写し

## 令和4年度の介護保険料 ※第1～3段階は負担軽減あり（）内は減額前の金額

段階	区分など	年間保険料
1	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で前年の年金収入額などが80万円以下	24,480円 (40,800円) 基準額×0.3
2	世帯全員が市民税非課税 前年の年金収入額などが120万円以下で第1段階に該当しない方	40,800円 (61,200円) 基準額×0.5
3	第1・第2段階に該当しない方	57,120円 (61,200円) 基準額×0.7
4	本人が 本人が市民税非課税 年金収入額などが80万円以下	65,300円 基準額×0.8
5	第4段階に該当しない方	81,600円 基準額
6	合計所得金額が120万円未満	89,800円 基準額×1.1
7	合計所得金額が120万円以上125万円未満	91,400円 基準額×1.12
8	本人が 本人が市民税課税 合計所得金額が125万円以上160万円未満	102,000円 基準額×1.25
9	合計所得金額が160万円以上210万円未満	106,100円 基準額×1.3
10	合計所得金額が210万円以上320万円未満	122,400円 基準額×1.5
11	合計所得金額が320万円以上	138,700円 基準額×1.7